

# 日本スポーツ法学会 会報 第34号

2009年(平成21年)12月1日

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015

東京都立川市泉町 935 番地 236-301

総合スポーツ研究所内

TEL 042-540-1092 FAX 042-540-1089

E-MAIL : senda@sportsnet-japan.com

発行人 森川 貞夫

編集人 井上 洋一

## アジアスポーツ法学会 国際学術大会2009開催

とりあえずの成功、若干の「不満」と、  
そしてなによりも「今後の期待」を

大会実行委員会委員長 森川貞夫

会員みなさんの献身的な努力と奮闘で表記大会は無事終了しました。あらためて昨年からの準備段階、直前および当日の会場設営・進行まで一切の実務もふくめてすべての会員諸氏に心からお礼を申し上げます。

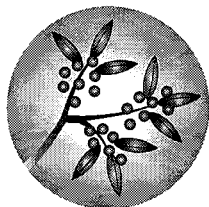
昨年からおよそ1年間にわたる短いようで結構長い時間の経過がありましたが、今は何とか終わってほっとしているというのが正直な感想です。会報への「総括」ということでしたが、オフィシャルな「総括」は前回の理事会での井上事務局長「報告」に譲るとして私

的な「感想」と今後のためにいくつか気がついたことを書き留めておきたい。

国際的な学術交流については前々から最も大きな課題として全参加者のコミュニケーション・ツールのあり方が指摘されていました。今回私たちの採用した方法は、財政的な理由で同時通訳はあきらめましたが、韓国・中国の参加者にはレシーバーによる集団的な無線受信による個別「翻訳」(必ずしも逐語通訳ではないが、おおよその内容が把握できる程度)と、全体会では韓国・中国語に加えて日本語を操ることのできる有能な方(具体的には崔先生とヨン先生)を配することでした。

中国からは1名の参加でしたので事実上は通訳がつきっきり状態でこちらは問題なし、韓国の参加者から直接私が聞いた範囲ではとても評判が良かったのでとりあえず「コミュニケーション」は十分とれたと評価できるかと思います。

次に国際交流ではつきものですが、当日直前まで参加確認がとりにくいということです。今回は中国からの参加が「入国査証」問題で1名のみとなりました。事後に直接国家体育総局の韓さんを通して調査



アジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009  
東京スポーツ法学会国際学術大会  
2009年1月18日 早稲田大学

してもらったところ「勤務先の出張許可証」が間に合わなかったためだということです。私たちにとってはおよそ信じ難いことですが、たったこれしきで日本大使館が入国を許可しないものか、不思議な氣もしました。同じことは韓国でもあったようで大会前日に日本領事館から大会の内容と主催者の身分等の「問い合わせ」があったとか（ソウルでの私の教え子の話）、そのときに彼は日本領事館に対し、「明日大会があるというのに直前になって問い合わせとはいったい何事か」と問い詰め、こちらの大会の会長は「前大統領の金泳三氏だ」と答えたところ領事館側は即座にOKを出したそうです。

要するに、在外公使館の官僚主義的な対応と、一方中国側の認識不足があったように思われます。少なくとも数ヶ月前から申請許可を行ってればこういう事態も避けられたのではないかと思うからです。8月も終わり9月に入った段階で奥島先生と私の「在職証明書」「身元引受書」が必要だということで急遽書類を大学事務に押し回して国際宅急便(?)で個々の参加予定者に送るというあわただしさでした。そのため奥島先生の秘書の方にも夏季休暇中にもかかわらず多大な迷惑をかけたことはいうまでもありません。にもかかわらず参加が実現できなくて返す返すも口惜しいことです。

さて、肝心の国際学術会議の中身の問題ですが、これについては正直なところ大会実務に追われてすべての発表を聴く機会を欠いていたために私は評価できる立場にはありません。しかし初日の小寺教授による記念講演、続くシンポジウムの内容はとても感銘深いものでした。アジアでのスポーツ法学の現状と課題および今後の方向がある程度明らかになったものと自画自賛していますが、みなさんはどのように評価されているのでしょうか。

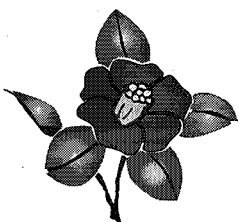
今回の国際学術大会だけではありませんが、これまでの韓国と中国との交流を通して感じたことは参加する韓国と中国との温度差です。研究の積み重ねの問題もあるかと思いますが、韓国のスポーツ法学研究は量的に質的にも大学法学部所属の研究者と法務実務に携わる弁護士に寄っていること、したがって体育・スポーツ関係者が後景にどうも置かれている印象です。

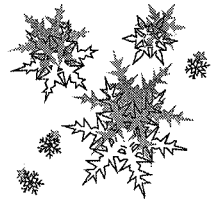
一方中国では今回参加予定の名簿と西安での国際会議で見る限りは国家体育総局の管理下にあり、オリンピック組織委員会や行政に関わる者が目につき、個別の研究対象や研究内容ではどうも教条的に感じられることです。くわしく内容を比較したわけでないのですがこの印象は的をはずしているかもしれません。ですがようやく体育・スポーツ研究者の中からスポーツ法学に関心をもつ者が現れてきているのも事実です。

おそらく北京オリンピック大会を前後して現実の「スポーツビジネス」の観点から現実の法的対応に突き上げられているということでしょうか。しかし彼等の研究情報はとくにアジアからというよりはアメリカやヨーロッパの研究成果を採り入れている節があります。

そういう意味ではアジアスポーツ法学会の活動をもっと周知させる学術的な「定期刊行物」の出版・刊行が必要な時期に来ているかもしれません。問題はどこの国が、あるいはどこが拠点となるのかという、ヘゲモニー「争奪戦」(かつて東西冷戦構造下でしたが、国際スポーツ社会学委員会での苦い教訓が頭をよぎります)に陥りかねない問題もあります。しかし今はそんなことに気を回すよりも共同の、共通の「情報誌」「学術誌」の刊行をめざして準備することがより重要かと思われまます。

今回の国際学術大会で最後にもっとも印象に残ったのは歓迎レセプションと翌日の大相撲見学、さらに「ちゃんこ料理・三重の海」での中国・韓国参加者と実行





委員会メンバー、通訳を手伝ってくれた留学生をふくむ事務局スタッフとの交流でした。予想に反してというとお叱りを受けそうですが、最後のツアーは「おまけ」みたいなものでこれはある意味では「義理を果たす」ために当初は取り組まれました。ですから「鳩バス」での都内見学などが企画されたのですが、望月会員の手腕もあって武蔵川理事長にコンタクトを取り、合わせて奥島組織委員会会長、それに私も大学相撲連盟のコネを使い、なんと三者から武蔵川理事長を攻めたのですから。後に望月さんには武蔵川理事長から「大仰な」と言われたとか。

そのおかげで結果は上々、「終わりよければすべて良し」ではありませんが、韓国・中国の参加者はもちろんですが、そこに出席された会員内外の方からも「楽しくてとてもよかった」という評判を聞いています。公式な場では得られない「国際交流」、「裸のつきあい」とはいかないまでも人間的なぬくもりをお互いに感じ取る交流ができたのではないかと喜んでます。これも今回の大会が生んだ大きな副産物(おまけ)でした(感謝と拍手)。

---

## 記念講演とシンポジウム報告

---

記念講演では、小寺彰(東京大学)から「国際スポーツ法とアジアの課題～アジア諸国はどのように対処すればいいか～」と題する報告がなされた。オリンピックムーブメントを中核とする国際スポーツ法(international sports law)が発展し世界的に普及しているなかで、トップ・スポーツは人間の能力の身体的限界に挑戦する国際文化であり、国際公共財である点が指摘

された。そしてアジアは国際スポーツの発展に貢献することが期待できる存在であることが強調された。シンポジウム「アジア各国におけるスポーツ法の比較研究」(座長 中村祐司・崔光日)では、延基榮(東国大学、韓国)から「韓国におけるスポーツ法の比較研究の課題」と題して報告がなされ、アジア各国のスポーツ法の生成と発展、スポーツ法規の現況、スポーツ法の立法、司法、行政の政策的課題などを比較研究することの必要性が指摘された。次に、韓向飛(Han Xiangfei.中国国家体育总局政策法规課)が董小龍(西安郵電学院、中国)のペーパーを代読する形で、「北京五輪後の中国のスポーツ法の理論と実際」と題し、中国におけるスポーツ法規の新たな展開と今後の方向性についての紹介がなされた。さらに、齋藤健司(筑波大学、日本)から「日本におけるスポーツ法の現状と課題」と題して、日本におけるスポーツ関連法規の包括・網羅的な整理紹介と、スポーツ振興法の枠組みを超えた諸規定諸施策を基本法においてどのように調整するのかといった課題が指摘された。

続いて、尹龍澤(創価大学、日本)から「アジアスポーツ法学の現状と方途」と題してコメント報告がなされ、アジアスポーツ法の比較研究の必要性の確認と、各国におけるスポーツ基本法制定の動きを整理した上で、「スポーツ権」を規定したスポーツ基本法モデルをアジアスポーツ法学会が自ら作成する提案がなされた。その後、会場からの質疑もまじえた活発な意見交換が行われた。

(中村祐司 記)

## スポーツ契約等研究専門委員会報告

スポーツ契約等研究専門委員会の第7回研究会が、10月31日(土)午後3時から岸記念体育館2階理事監事室で開催されました。今回は、前回の研究会に引き続き、第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会と共催にて、「日本学生野球憲章改正第一次案を検討する研究会」と題し、現在、日本学生野球協会において行われている日本学生野球憲章改正に関する報告及び議論が行われました。

はじめに、当会会員であり、日本学生野球憲章検討委員会の委員でもある、当専門委員会委員長の浦川道太郎早稲田大学教授、望月浩一郎弁護士から、本年9月7日に行われた前回の研究会における議論を踏まえ、その後の日本学生野球憲章検討委員会における日本学生野球憲章改正第一次案(以下、単に「改正第一次案」といいます)の検討状況が報告されました。その上で、前回の研究会において、浦川教授、望月弁護士から、改正第一次案の内容についてご説明いただいたことを前提として、個々の規定について議論が行われました。

まずは、改正第一次案第5章「学生野球にかかわる寄付または援助」について、大会出場時の寄付金等の取扱いを巡り、加盟校の法的性質による受領の可否、後援会等加盟校とは違う団体での受領の可否、これに対するルール、余剰金に対するルールなどについて議論がなされました。議論においては、様々な立場で学生野球に関わる会員から、現状やその問題点などが報告され、目指すべき寄付または援助のあり方が検討されました。

また、改正第一次案第24条「指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則」については、指導者が直接対価を受領するだけでなく、個人会社や親族などを経由して、間接的に対価を受領している現状があることに鑑み、このような第三者を介する場合も規制すべきではないかとの意見が出されました。

その他にも、日本学生野球憲章改正第一次案第9条「加盟校および指導者の責務」、第7章「指導・制裁」などについて、会員から様々な意見が出され、終了時間の午後5時まで、活発な議論が行われました。なお、日本学生野球憲章改正第一次案は、以下のホームページに掲載されております。<[http://www.student-baseball.or.jp/kenshou/pdf/charter\\_draft\\_01.pdf](http://www.student-baseball.or.jp/kenshou/pdf/charter_draft_01.pdf)>

(松本泰介 記)

## 事故判例研究専門委員会研究会報告

事故判例研究専門委員会研究会の2009年研究会が、10月24日(土)午後3時から岸記念体育館会議室で開催され、13名が参加しました。

高校2年生の陸上部員が、全九州高等学校新人陸上競技対抗選手権大会福岡県南部予選に出場し、棒高跳びで失敗をして頸髄損傷を負った事故について、被災者とその家族が県に対して損害賠償請求をした事件(福岡地判平成21年7月17日公判集未掲載、控訴中)について討議をしました。

一審原告代理人石田光史弁護士(福岡県)が事件の報告をし、小林史明先生(日本体育大学助教、陸上競技跳躍系の指導者)に棒高跳びについての技術的な点についての助言をいただきました。

事故は、棒高跳びで、踏切位置がバーに近い位置となったため、ポールが立ちきらない状態で、被災者が回転しながら落下したところ、ボックス(棒高跳びのポールが入る部分で緩衝材がない)に頭部から落下したものでした。事故当時の状況が録画されていたため、事故当時の状況を再生し、さらに、事故前の跳躍についての録画とも比較検討し、本件事故の発生要因について、

- (1) 本件事故前の被災者の負傷が与えた影響、
- (2) ポールの長さを変更したことによる影響、
- (3) バーの高さについて被災者の希望より高く設定された事による影響、
- (4) 公式練習で踏み込み位置がバーに近い位置であったことによる影響、

などについて討議がなされました。

さらに、今後の事故予防の点からの討議がなされ、アメリカにおいては年に2~3件の同様の事故が報告されていること、日本においてもかつて全国大会において同様の事故例があったことが紹介され、ボックスに落下すると重大事故になるため、かつては、跳躍と同時にボックス部分に緩衝材を敷くシステムも開発されたが、ポールを固定することになり、新たな危険を招くということで普及するに至っていないことも紹介がされました。今後の同種事故の予防について討議しました。

(望月浩一郎 記)

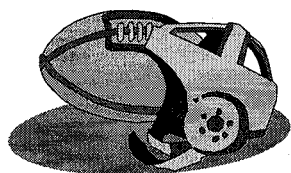
スポーツ基本法立法専門委員会の活動報告

スポーツ基本法立法専門委員会（菅原哲朗委員長）の近時の活動内容についてのご報告です。前回の報告の際にもお伝えいたしましたが、スポーツ基本法立法専門委員会は、2009年2月21日に、「スポーツ基本法の立法に向けての現状認識について」を題材に第一回研究会を開催し、また2009年4月18日には「日本スポーツ界がなすべき様々な課題」を題材に第二回研究会を開催しました。その後、マスコミ報道のとおり、2009年4月頃より、国会内で、超党派議員によるスポーツ基本法制定プロジェクトチームを中心として、スポーツ基本法の制定に向けた動きが具体化してきましたので、スポーツ基本法立法専門委員会は、2009年7月4日に第3回研究会を開催し、1997年に日本スポーツ法学会にて作成された「スポーツ基本法要綱案」について、現在の様々なスポーツ紛争事例を基礎に、具体的な条文内容についての検討会を行いました。また、同研究会では、当委員会の山崎卓也弁護士から、「スポーツ権・スポーツ訴権について」をテーマに、さらに大橋卓生弁護士からは「スポーツ基本法条文の検討」をテーマに報告が行われ、会員間で「(仮案)スポーツ基本法」について活発な議論が繰り広げられました。

また、2009年9月18日に開催された日本スポーツ法学会第17回大会では、「スポーツ基本法立法とスポーツ権の確立を求める！」アピール文を作成し、参加者と同アピールの採択を提案させていただき、全会一致での採択を得ることができました。また、同アピール採択後は、報道機関向けに記者会見を開き、同アピール文の内容や意義についての説明および報告を行いました。

2009年12月19日に開催される日本スポーツ法学会シンポジウムにおいては、政府からは文部科学副大臣、国会からは衆議院及び参議院の各議員、スポーツ団体のご担当者、その他スポーツ関係者をお招きして、「日本のスポーツを強くするシンポジウム スポーツ基本法立法を求め、スポーツ権の確立をめざして」を議題にパネルディスカッションを行うという企画を予定しています。

(境田正樹 記)



理事会議事要録

◆◆ 2009年度 第5回理事会議事要録 ◆◆

日時：2009年6月13日(土) 15:00

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：森川貞夫、浦川道太郎、竹之下義弘、井上洋一、笠井修、齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、中村祐司、濱野吉生、望月浩一郎、森浩寿、白井久明（監事）

出席事務局員：崔光日、中田誠

委任状提出：小笠原正、桂充弘、佐藤千春、道垣内正人、吉田勝光、日野一男（監事）

【審議事項】

1. 入退会について

以下の2名の入会希望者が承認された。会員数は合計314人となった。

佐保豊（NPOスポーツセーフティジャパン）  
高石育子（第一法律事務所）

2. アジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009の開催準備について

(1) 総務（広報）

森会員より、開催要項を崔会員経由で中国と韓国に送付し、日本国内への会員には学会会報で送付した旨の報告があった。森川会長より都内での活動を行える事務局長代行を置けないかとの提案があり、齋藤健司理事がつとめることとなった。

(2) 企画

会員から、シンポジウムでプロ野球などに関するテーマを行いたいという希望があったことが報告された。これについては、会員にプログラム案の段階で誤解を招いた可能性もあるが、これまでの経緯から大会2日目の自由研究発表としてお願いすることとなった。

(3) 渉外

望月会員より、中国と韓国からの招待者の接待のために、奥島理事の協力を得て、相撲協会から大相撲九月場所の24人（各国8人）分のチケットを用意してもらって、大相撲観戦に招待し、その後の食事の機会を用意する案が示され、了承された。

(4) 財務

プログラムの広告は、A4サイズの手紙に名刺2枚分（横長）のスペースで3万円として募ることになった。

(5) その他

・抄録に記載する中韓の学会の代表の挨拶原稿は、

それぞれ母国語と英語で7月末を締め切りとして依頼することになった。

- ・中国への招聘状の作るかという討議があり、作成の方向で検討することになった。
- ・日本スポーツ法学会の年報の発行は、従来通り7月とすることが確認された。
- ・笠井編集委員長から、次回からの学会年報の編集委員長は齋藤会員となることが報告された。

### 3. 基本法立法研究専門委員会(第3回)について

菅原理事から、7月4日開催予定の次回理事会後に、スポーツ基本法に関する研究会を開催する旨案内があった。

### 4. 今後の理事会日程

7月4日(土)

日本体育協会スポーツマンクラブで13:00-

8月7日(金)

日本体育協会スポーツマンクラブで13:00-

8月31日(月) 日本体育協会スポーツマンクラブで13:00-

(中田 誠 記)

## ◆◆第6回理事会議事要録◆◆

日時: 2009年7月4日(土) 13:00-15:00

場所: 岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事: 森川貞夫、浦川道太郎、竹之下義弘、井上洋一、諏訪伸夫、齋藤健司、菅原哲朗、中村祐司、濱野吉生、望月浩一郎、吉田勝光、日野一男(監事)

出席事務局員: 中田誠

委任状提出: 小笠原正、桂充弘、佐藤千春、道垣内正人、笠井修、酒井俊皓、森浩寿、白井久明(監事)

### 【報告事項】

#### 1. 寄付及び協賛等

現在のところ、(財)日本スポーツ安全協会、(株)クロスビー、江草基金から寄付が、日本相撲協会の協賛が得られている旨が報告された。

#### 2. 中国・韓国学会参加者への対応(旅費、宿泊ほか)

完全招待者は中・韓とも各3名で、交通費・宿泊費は学会が負担すること、宿泊者の援助者、学会が推薦する5名については学会が宿泊費を負担すること、その他の参加者は自費とすること、また雑費(電話代など)については参加者各自負担とすることが確認された。

### 【審議事項】

#### 1. 入退会について

1名の入会希望者が承認され、1名の退会が承認された。(会員数は314人)

#### 2. アジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009について

#### (1) 自由研究発表申し込み等

日本からの自由研究発表5題が承認された。

海外からの申し込み分は6月末の段階でまだ届いていない。再度、7月18日を限度にして最終締め切りを連絡し、受付を終了とする。その際も7月末での原稿締め切りは変更しないこととする。

#### (2) 総務(広報)

森会員によるプログラム、抄録の体裁案が事務局長より示された。

#### (3) 企画

原則として、19日は昼までに終わることとする。海外から自由研究発表数の確定をみて、教室の利用及び受付の配置などについては次回の理事会で決定する。

#### (4) 渉外

大相撲観戦に関して、相撲協会理事長に挨拶と記念写真撮影を行う予定である。観戦後はちゃんこ店で懇親会を行う。

#### (5) その他

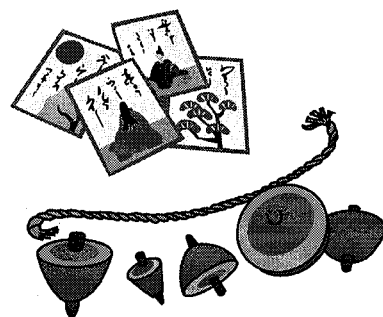
- ・プログラムと抄録の作成は海外からの挨拶文などが集まってから行う。
- ・プログラムは森会員が作成した要項に添う。中韓の学会会長からの挨拶文はA4-1枚で写真付き、自国語と英語で各1枚とし、奥島先生分は、森川会長が原案を執筆することとする。プログラムは日本語と英語で記載することとし、これらの原稿は森会員の元に集める。
- ・会計担当を置くことにつき提案があり、井上事務局長の下に置くこととなった。
- ・海外からの招待者が来日する際のフライト日時を事前に確認する。

### 3. 今後の理事会日程

8月7日(金) 岸記念体育会館スポーツマンクラブ  
13:00-15:00

8月31日(月) 岸記念体育会館スポーツマンクラブ  
13:00-15:00

(中田 誠 記)



◆◆ 第7回理事会議事要録 ◆◆

日時：2009年8月7日(土) 13:00-

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：森川貞夫、井上洋一、齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、濱野吉生、望月浩一郎、白井久明(監事)、崔光日(事務局員)

委任状提出：浦川道太郎、竹之下義弘、小笠原正、笠井修、佐藤千春、諏訪伸夫、道垣内正人、中村祐司、森浩寿、吉田勝光

【報告事項】

1. 寄付及び協賛等

寄付：(財)スポーツ安全協会、(株)クロスビー、江草基金、(財)日本体育施設協会5万円、特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会(広告含)

協賛：日本相撲協会

広告：5社

【審議事項】

1. 入退会について

吉澤俊治(日本水中スポーツ連盟)、佐藤邦彦(三菱養和会健康サポートセンター)、小林英紀、蓮見和章(弁護士)の4名の入会希望者が承認された。(会員数は318人)

2. アジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009について  
開催プログラムに沿って確認することとした。

(1) 自由研究発表申し込み等

その後の韓国からの申込(李在敬氏)と松本会員、馬淵会員の発表を含む計21演題の発表を承認した。また、発表は各20分4本を連続で発表し、全体で20分質疑、休憩10分後、20分3本発表と質疑15分とする。

(2) 総務(広報)

プログラムは200部を作成する。

(3) 渉外

19日の昼については、高田牧舎を予約することとする(望月)。そのほか、日本オリンピック・パラリンピック招致委員会からエコバック、バッチなどが配布されることとなった。

(4) 財務

事務局より寄付等の資料を確認後、可能な限り企業、出版社などにあたることとした。

(5) その他

中国・韓国の発表者に英文の発表証明書を作成することとなった(担当井上)。

3. 基本法立法研究専門委員会

「(仮)スポーツ権の確立を求める！」との趣旨のアピールについて

菅原会員より提案があり、スポーツ基本法立法につ

いて追加することなど一部修正を加え、次回理事会で決定することとした。

4. 文献掲載の願いについて

日本スポーツ仲裁機構から年報に掲載されている論文の一部、転載の依頼があった。出版者との関係もあり、再度確認のうえ次回理事会に諮ることとした。

5. 今後の日程

8月31日(月) 岸記念体育会館スポーツマンクラブで  
13:00-

(井上洋一 記)

◆◆ 第8回理事会議事要録 ◆◆

日時：2009年8月31日(月) 13:00-

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席：森川貞夫、浦川道太郎、竹之下義弘、井上洋一、笠井修、齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、中村祐司、森浩寿、吉田勝光、白井久明(監事)、崔光日(事務局員)

委任状提出：小笠原正、佐藤千春、諏訪伸夫、道垣内正人、濱野吉生、望月浩一郎、奥島孝康、桂充弘、小林真理、中村浩爾

オブザーバー：境田正樹

【報告事項】

1. 寄付及び協賛等

六本木法律特許事務所より寄付があったこと、広告掲載が9社となったことが報告された。

2. 韓国・中国への対応について確認

中国招待状届いていないという連絡に対して、新たに送らなす必要が生じる可能性があること、また、あらためて依頼があった中国の学会会長へは派遣依頼状として郵送することとした。

締め切りを過ぎた現段階でも、韓国から原稿がまだ届いていない。また、韓国からも招待状の依頼があり、可能な範囲で対応することとした。

【審議事項】

1. 入会について

1名の入会が承認された。(現在会員数319名)

藤原庸介(日本オリンピックアカデミー)

2. アジアスポーツ法学会国際学術研究大会2009の開催準備について

・プログラムについて

大会名称について、日本語：アジアスポーツ法学会国際学術研究会2009、英語は、Asian Sports Law Association International Conference 2009とする。

・アピール案について

マスコミに周知徹底する。無料で取材させる。

